

特定非営利活動法人きぼう定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人きぼうという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を兵庫県神戸市西区におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、西神ニュータウン、主として春日台地域の子供たちの健全育成や地域の環境保全活動、さらに文化・スポーツの交流活動、高齢者などの見守り活動などを通じて、地域福祉の向上と住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの健全育成のための児童館等の管理運営事業
- (2) 自然環境の保全のための里山事業
- (3) 高齢者や子どもの見守り事業

- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員を持って特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の同意を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り、入会の申し出を拒むことはできない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において運営会員総数の過半数の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 6 人以下
 - (2) 監事 1 人以上 2 人以下
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況もしくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、運営会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 運営会員総数の2分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長はその総会において出席した運営会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は運営会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各運営会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 50 条の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する運営会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営会員の現在数
 - (3) 総会に出席した運営会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数の同意を得たときはその事項の議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名捺印または記名押印しなければならない。

(顧問)

第 40 条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労があつた者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事長の諮問に応じ理事会に助言を与えることができる。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、顧問に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算の成立までは前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更生)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した社員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	宮本 治
副理事長	伊藤 由紀

理事	宮本 美津子
同	吉岡 惇
同	中田 伸一
監事	高瀬 信明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および予算は、この定款の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|----------|-----|---------------|---------------|
| (1) 運営会員 | 個人 | 0 円 | ② 年会費 3,000 円 |
| | 団体 | ① 入会金 5,000 円 | |
| (2) 賛助会員 | 年会費 | 5,000 円 | |